環境省が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(抄)

(平成十七年環境省告示第四十二号)

注 平成二十七年二月二十三日環境省告示第十九号改正・平成二十七年三月一日施行現在

- 十六 アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス(ハイイロゴケ グモ)、ラトロデクトゥス・ハセルティイ(セアカゴケグモ)、ラトロデクトゥス・マク タンス(クロゴケグモ)及びラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス(ジュウサンボシ ゴケグモ)
 - イ 特定飼養等施設の基準の細目移動用施設(前条第三号八に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。) のいずれかであること。
 - ロ 飼養等の許可の有効期間三年間
 - 八 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、 又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少 した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
 - 二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の 方法個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、 当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したと きから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。